

# 資 料

平成22年2月12日

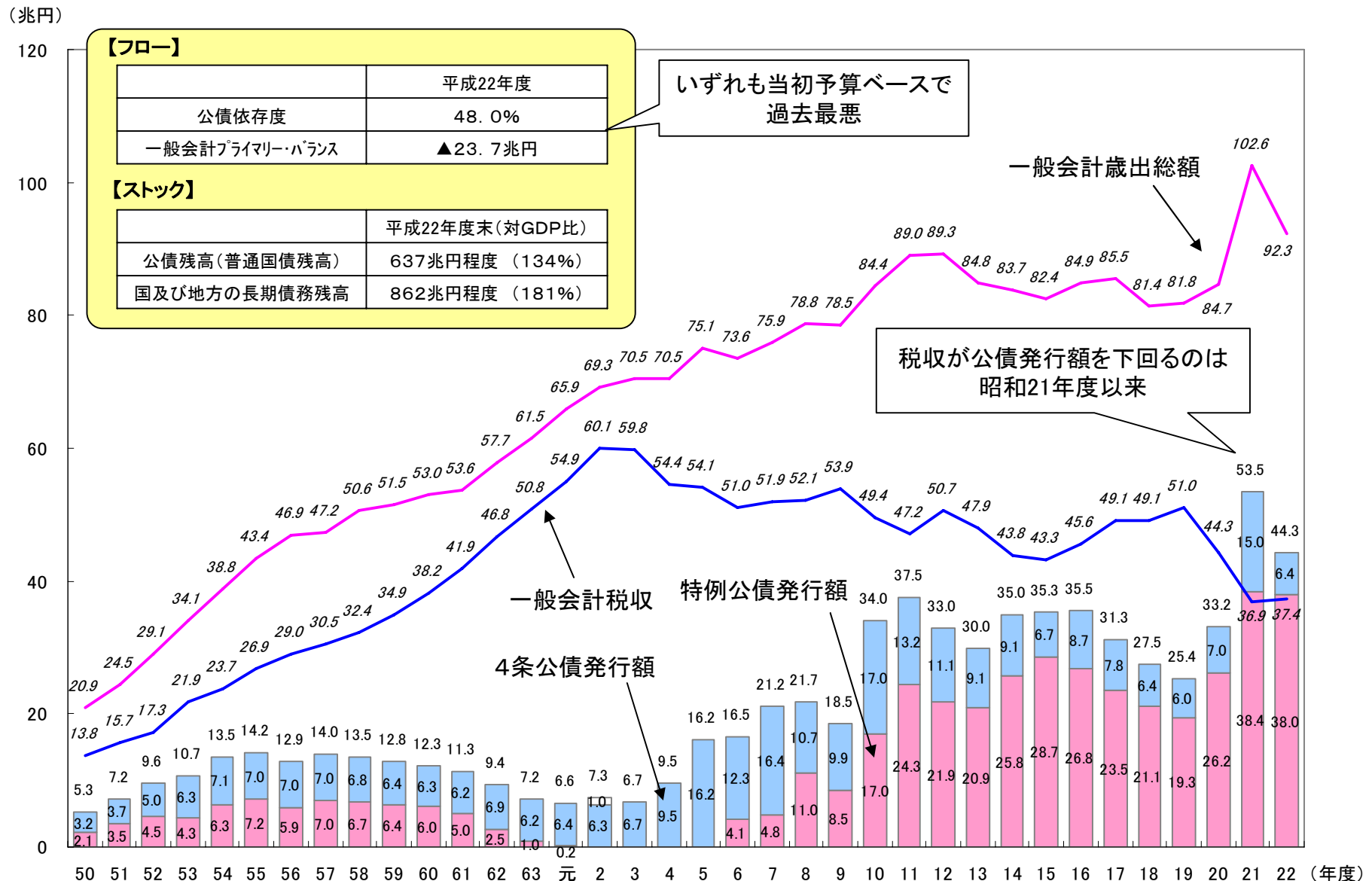
財 務 省

# 目次

1. <u>我が国の財政について</u> .....	1
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 .....	2
平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算 .....	3
日本国債の格付けに当たっての見解（S&P） .....	5
ギリシャの財政を巡る最近の状況 .....	6
IMF「世界財政調査」（2009年11月3日公表）の概要 .....	7
これまでの財政収支の要因分析 .....	8
利払費と金利の推移 .....	9
債務残高と経済成長との関係 .....	10
主要国における「一般政府総債務／家計金融純資産」（2008年） .....	11
2. <u>各国の財政健全化の取組について</u> .....	12
諸外国（G7）の財政健全化目標 .....	13
90年代の諸外国（G7）の財政健全化のペース .....	14
国際会議（G7、G8、G20）声明等 財政関連部分抜粋 .....	15
強固で持続可能かつ均衡ある成長のための相互評価プロセスについて .....	16
オバマ政権における米国の財政健全化 .....	17
米国 クリントン政権時の財政収支の改善 .....	18
アメリカの財政収支の要因分析 .....	19
クリントン政権下における財政健全化の取組（OBRA93） .....	20
クリントン政権下における財政健全化の取組に対する評価 .....	21
IMFによる各加盟国の財政ルールに関する分析（2009年12月）①～④ .....	22

# 1. 我が国の財政について

# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 平成20年度までは決算、21年度は2次補正後予算、22年度は政府案による。

(注2) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

(注3) 一般会計プライマリー・バランスは、「国債費－公債金」として簡便的に計算したものであり、SNAベースの中央政府のプライマリー・バランスとは異なる。

## 平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、平成22(2010)年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成22年度予算が平成25(2013)年度までの歳出・歳入に与える影響を機械的に試算したものであり、平成23(2011)年度以降に実施の可能性がある新規施策については加味していない。

### [ 試算 ]

(単位:兆円)  
( ) 書きは対前年度伸率

	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)
国債費	20.2	20.6 ( 2.0% )	22.6 ( 9.3% )	25.0 ( 10.9% )	27.9 ( 11.4% )
地方交付税等	16.6	17.5 ( 5.5% )	17.2 ( ▲1.7% )	16.9 ( ▲1.6% )	16.9 ( 0.1% )
一般歳出	51.7	53.5 ( 3.3% )	54.1 ( 1.3% )	54.2 ( 0.1% )	55.5 ( 2.4% )
社会保障関係費	24.8	27.3 ( 9.8% )	28.5 ( 4.7% )	29.3 ( 2.7% )	30.5 ( 4.1% )
公共事業関係費	7.1	5.8 ( ▲18.3% )	5.7 ( ▲0.8% )	5.7 ( ▲0.9% )	5.7 ( ▲0.0% )
その他	19.8	20.4 ( 3.0% )	19.9 ( ▲2.6% )	19.2 ( ▲3.4% )	19.3 ( 0.5% )
決算調整資金繰戻	-	0.7	-	-	-
計	88.5	92.3 ( 4.2% )	93.9 ( 1.7% )	96.1 ( 2.4% )	100.3 ( 4.4% )

税収	46.1	37.4 ( ▲18.9% )	38.7 ( 3.6% )	39.7 ( 2.4% )	40.7 ( 2.7% )
その他収入	9.2	10.6 ( 15.8% )	3.9 ( ▲63.2% )	4.2 ( 8.8% )	4.2 ( ▲0.2% )
計	55.3	48.0 ( ▲13.1% )	42.6 ( ▲11.1% )	43.9 ( 2.9% )	45.0 ( 2.5% )

差額	33.3	44.3 ( 33.1% )	51.3 ( 15.7% )	52.2 ( 1.9% )	55.3 ( 6.0% )
----	------	-------------------	-------------------	------------------	------------------

- (注) 1. 平成21(2009)年度は当初予算額。  
 2. 「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額である。  
 3. 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに伴う歳出増加額見合い分については、平成23(2011)年度以降の財源が未定であることから、試算上「税収等」に加算せず、「差額」に含めている(23年度2.5兆円、24年度2.6兆円、25年度2.8兆円)。  
 4. 本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

[ 経済指標の前提 ]

	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)
名目経済成長率	0.4%	1.7%	2.0%	2.2%
消費者物価上昇率	▲0.8%	▲0.5%	0.0%	0.5%
金利(10年国債)	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%

(注)

・名目経済成長率及び消費者物価上昇率は、平成22(2010)年度は政府経済見通し、平成23(2011)年度以降は、内閣府の「中長期の道ゆきを考えるための機械的試算」(平成21年6月23日)「経済財政の中長期方針と10年展望」(平成21年1月)の比較試算について、同年6月の経済財政状況を反映して機械的に試算したものの「世界経済順調回復シナリオ」で想定されている経済想定等に基づき仮置き。

・金利は、平成22(2010)年度は予算における積算金利、平成23(2011)年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利により仮置き。

[ 算出要領 ]

国債費：金利を上記のとおり仮置きし、歳出と税收等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

地方交付税等：法定率分について名目経済成長率×弾性値1.2等を用いるとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

一般歳出：平成22(2010)年度予算における制度・施策を前提とし、消費者物価上昇率等を用いて後年度負担額を推計。

税収：名目経済成長率×弾性値1.1に、平成22年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入：平成22(2010)年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込まない収入については計上していない。

[ 参考 ]

○ 平成23(2011)年度以降名目経済成長率が変化した場合の税收の増減額

(単位:兆円)  
( ) 書きは「税收」の額

名目経済成長率 (上記の前提からの変化幅)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)
+2%	( +0.8 ) ( 39.6 )	( +1.7 ) ( 41.4 )	( +2.7 ) ( 43.4 )
+1%	( +0.4 ) ( 39.2 )	( +0.9 ) ( 40.5 )	( +1.3 ) ( 42.1 )
-1%	( ▲ 0.4 ) ( 38.3 )	( ▲ 0.9 ) ( 38.8 )	( ▲ 1.3 ) ( 39.4 )

○ 平成23(2011)年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

(単位:兆円)  
( ) 書きは「国債費」の額

金利 (上記の前提からの変化幅)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)
+2%	( +2.2 ) ( 24.7 )	( +5.2 ) ( 30.3 )	( +8.8 ) ( 36.7 )
+1%	( +1.1 ) ( 23.7 )	( +2.6 ) ( 27.6 )	( 4.3 ) ( 32.2 )
-1%	( ▲ 1.1 ) ( 21.5 )	( ▲ 2.6 ) ( 22.5 )	( ▲ 4.2 ) ( 23.7 )

# 日本国債の格付けに当たっての見解 (S & P)

## S&P (2010年1月26日公表)

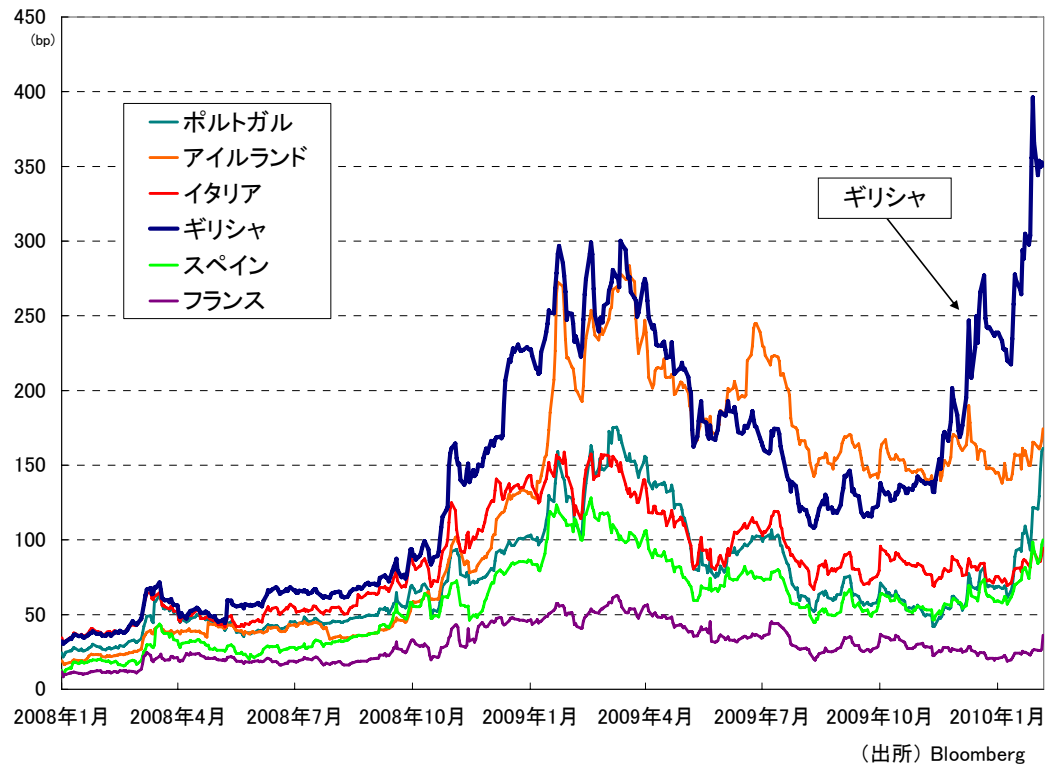
- 長期ソブリン格付けは、外貨建て、自国通貨建てともに、「ダブルA」に据え置いたが、アウトルック(将来見通し)は「安定的」から「ネガティブ」に変更。  
 (注)過去の例では、アウトルックが「ネガティブ」の場合、6~7割のケースで格付けを引下げ。
- 日本の一般政府債務残高の対国内総生産(GDP)比率は2010年3月末時点で100%に達する見込み。しかも、民主党政権の政策では、財政再建がスタンダード&プアーズの従来の予想より遅れる模様。一連の社会政策が中期的な経済成長見通しの向上を見込みにくいものであることや、デフレ圧力が根強いことも勘案すると、日本の一般政府債務残高は今後数年で対GDP比115%に達する可能性が高い。  
 (注)上記の債務残高GDP比は、政府の保有する金融資産を除いたネットベース。
- 重い債務負担と人口の減少傾向に鑑み、経済指標が弱さを示したまま、中期的な成長戦略がとられなければ、格付けを1ノッチ(段階)引き下げる可能性がある。S&Pでは2010年前半に発表される予定の中期財政計画に、財政再建に向けた政策が盛り込まれるものと考えている。7月の参議院選挙後にも、追加的な政策が公表されるだろう。一方で、財政面または構造改革面の政策によって、一般政府債務の増加が抑制される見通しとなった場合、格付けは現水準で安定するだろう。

日本国債の格付け(S&P)		諸外国の国債格付け(S&P)					
2001.2.22	AAA	アメリカ	オランダ	スイス	ニュージーランド	リヒテンシュタイン	
	AA+	イギリス	カナダ	スウェーデン	ノルウェー	ルクセンブルク	
2001.11.28	AA	オーストラリア	シンガポール	デンマーク	フィンランド		
	AA	オーストリア	フランス	ドイツ	マン諸島		
2002.4.15	AA-	スペイン	ベルギー	香港			
	AA-	アイルランド	アラブ首長国連邦	スロベニア	チリ	バミューダ	
2007.4.23	AA-	日本					
	A+	イスラエル	カタール	クウェート	サウジアラビア	台湾	
	A+	アンドラ	キプロス	中国	ポルトガル		
	A	イタリア	スロバキア	トリニダード・トバゴ	マレーシア		
	A	韓国	チェコ	ボツワナ	南アフリカ		
	A	オマーン	バーレーン	ポーランド	マルタ	メキシコ	

# ギリシャの財政を巡る最近の状況

- ドバイ・ショックを契機に、多額の財政赤字を抱えるギリシャに対する信用不安が再び表面化。ギリシャ国債のドイツ国債に対するスプレッドは拡大し、2009年12月には格付会社が相次いでギリシャの格下げを発表。
- 2009年11月3日に欧州委員会より公表された「秋の経済見通し」では、ギリシャの2009年の財政赤字対GDP比は▲12.7%となり、EU加盟国内で最悪の水準。EUの安定成長協定で定められた財政赤字対GDP比▲3%以内という基準を大幅に超過。

＜欧州各国の対独国債スプレッド(10年)の推移＞



＜ギリシャの格付の変化＞

格付会社	変更前	変更後	アウトlook
S&P (12/16変更)	A-	BBB+	ネガティブ
ムーディーズ (12/22変更)	A1 (A+に相当)	A2 (Aに相当)	ネガティブ
フィッチ (12/8変更)	A-	BBB+	ネガティブ

(注) 2008年10月、ECBはオペによる適格担保要件の範囲をA-からBBB-へ緩和(当該措置の期限は2010年末)。

＜ギリシャの経済財政状況＞

	2007	2008	2009	2010	2011
実質 GDP成長率	4.5	2.0	▲1.1	▲0.3	0.7
財政収支 対GDP比	▲3.7	▲7.7	▲12.7	▲12.2	▲12.8
債務残高 対GDP比	95.6	99.2	112.6	124.9	135.4

(出典) 欧州委員会の2009年秋季経済見通し(2009年11月3日公表)。

(注) 2008年までは実績値。2009年以降は見通し。



# IMF「世界財政調査」(2009年11月3日公表)の概要

## 一般政府財政収支対GDP比の国際比較

暦年	2007	2009	2010	2014
日本	▲ 2.5%	▲ 10.5%	▲ 10.2%	▲ 8.0%
米国	▲ 2.8%	▲ 12.5%	▲ 10.0%	▲ 6.7%
英国	▲ 2.6%	▲ 11.6%	▲ 13.2%	▲ 6.8%
ドイツ	▲ 0.5%	▲ 4.2%	▲ 4.6%	0.0%
フランス	▲ 2.7%	▲ 8.3%	▲ 8.6%	▲ 5.2%
イタリア	▲ 1.5%	▲ 5.6%	▲ 5.6%	▲ 5.3%
カナダ	1.6%	▲ 4.9%	▲ 4.1%	0.0%
G20先進国平均	▲ 1.9%	▲ 9.7%	▲ 8.7%	▲ 5.3%
アイルランド	0.1%	▲ 12.1%	▲ 13.3%	-
スペイン	2.2%	▲ 12.3%	▲ 12.5%	-

## 一般政府総債務残高対GDP比の国際比較

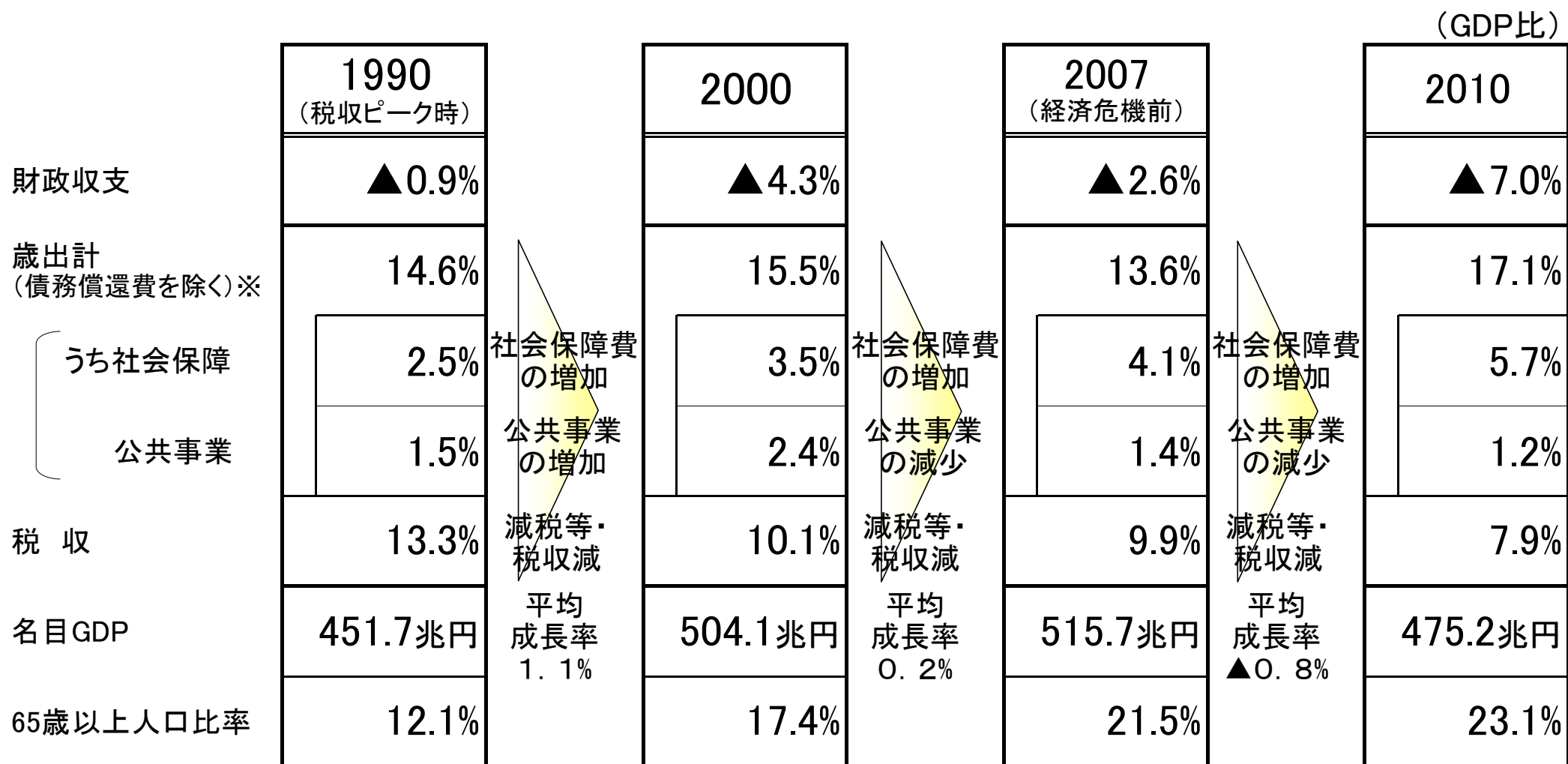
暦年末	2007	2009	2010	2014
日本	187.7%	218.6%	227.0%	245.6%
米国	61.9%	84.8%	93.6%	108.2%
英国	44.1%	68.7%	81.7%	98.3%
ドイツ	63.4%	78.7%	84.5%	89.3%
フランス	63.8%	78.0%	85.4%	96.3%
イタリア	103.5%	115.8%	120.1%	128.5%
カナダ	64.2%	78.2%	79.3%	68.9%
G20先進国平均	78.2%	98.9%	106.7%	118.4%
アイルランド	-	-	75.7%	-
スペイン	-	-	69.6%	-

(注)アイルランド・スペインの財政収支の数値は"World Economic Outlook"(2009年10月)

### ◆ 主な指摘

- 財政状況の悪化に対し、歳出・歳入両面からの取組みが必要。特に、日本は、英国、アイルランド、スペインと並んで、最も大規模な財政調整が必要な国の一つ。
- 日本の財政収支の悪化は、社会保障費の増加が大きな要因の一つ。社会保障費の増加による歳出圧力は今後も継続する見込み。
- 日本は、イタリアと並んで、債務残高が既に高水準であるため、金利上昇による利払費増加の影響が大きい。高水準の債務残高は将来の危機への対応力を削ぎ、成長の阻害要因となる。

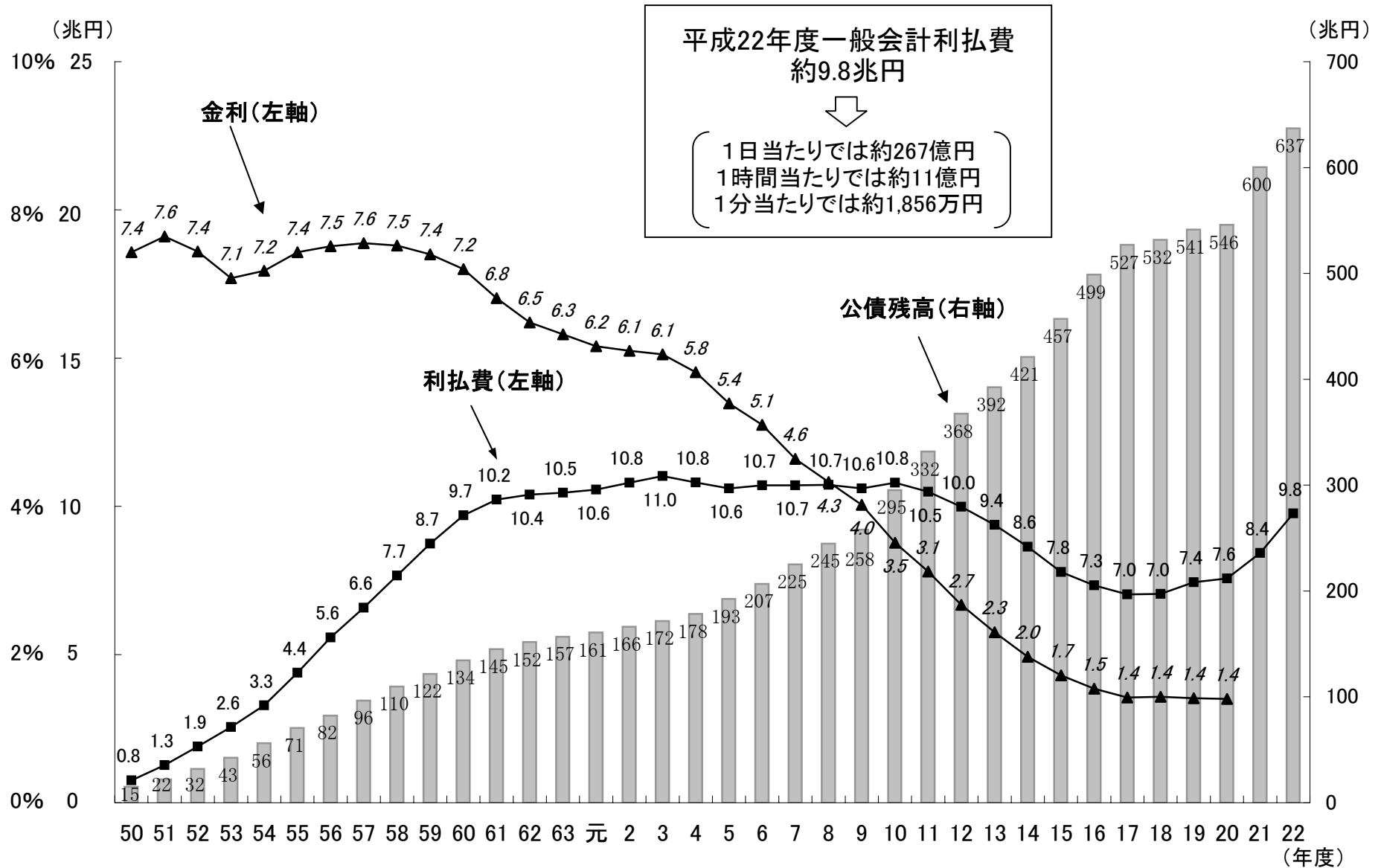
# これまでの財政収支の要因分析



※一般会計ベース。

※米国との平仄上、歳出計から債務償還費を除いている。

# 利払費と金利の推移



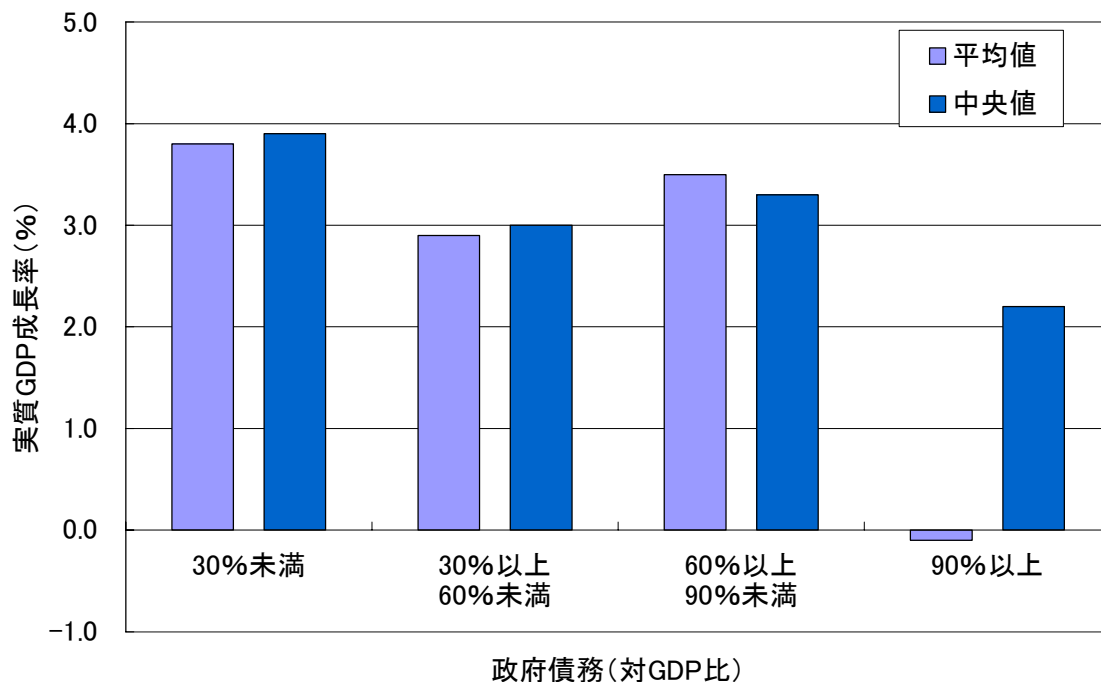
(注1) 利払費は、平成20年度までは決算、21年度は第2次補正後予算、22年度は政府案による。

(注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成21年度末は第2次補正後、22年度末は当初の見込み。

# 債務残高と経済成長との関係 (カルメン・ラインハルト教授、ケネス・ロゴフ教授による研究)

1. 政府債務残高対GDP比が90%未満の場合
  - 政府債務と実質GDP成長率の関係は弱い。
2. 政府債務残高対GDP比が90%以上の場合
  - 成長率の中央値(メディアン)は90%未満の場合に比べ約1%低く、平均値で見ると更に低い。
  - 先進20カ国の第2次大戦後のデータに基づけば(下図)、政府債務残高対GDP比が90%以上の場合の成長率は、90%未満の場合に比べ平均値で4%近く低い。

政府債務の水準と経済成長率との関係  
(先進20カ国: 第2次大戦後のデータ)

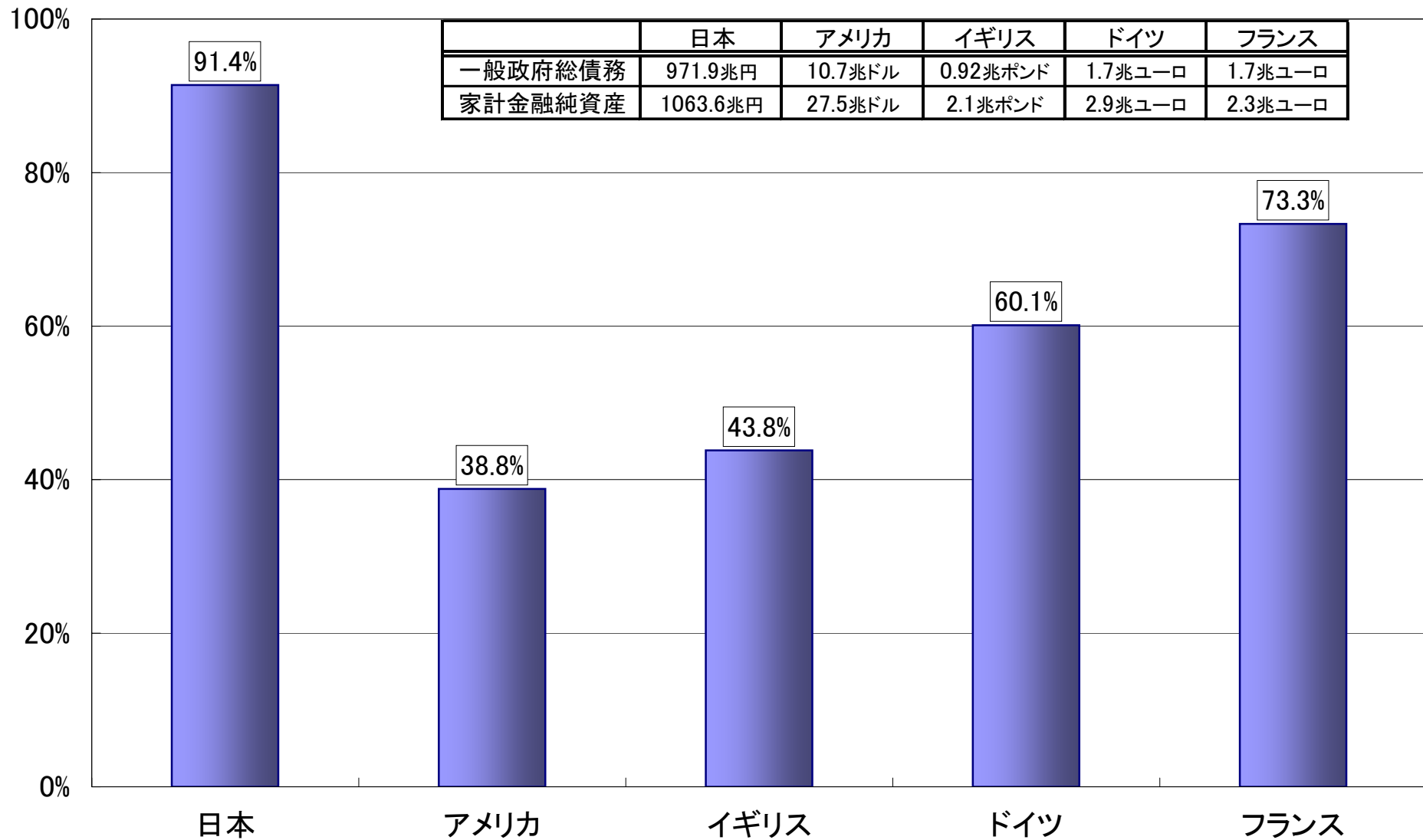


(出典) "Growth in a Time of Debt"

## 【研究の概要】

- ✓ カルメン・ラインハルト (Carmen M. Reinhart) メリーランド大学教授、ケネス・ロゴフ (Kenneth S. Rogoff) ハーバード大学教授による、政府債務の水準と経済成長率との関係の実証分析(『債務の時期における成長 (Growth in a Time of Debt)』(2010年1月))。
- ✓ 政府債務(中央政府のみ)及び対外債務が様々な水準にある場合における経済成長率及びインフレ率を分析(44カ国の約200年間について、3,700を超える年次データを利用)。

# 主要国における「一般政府総債務／家計金融純資産」（2008年）









(注) 家計金融純資産は家計金融総資産から家計の総負債を控除した値。

(出典) OECD "National Accounts"

## 2. 各国の財政健全化の取組について







# 諸外国（G7）の財政健全化目標

	財政健全化目標 (フロー指標)	財政健全化のペース		【参考1】 債務残高 対GDP比 (2010年)	【参考2】 成長率の 見通し (財政収支改善 の時期の平均)
		政府見通し (財政収支 対GDP比)	財政収支改善幅 (年平均)		
アメリカ 	・オバマ大統領の一期目の任期終了までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル、対GDP比9.2%)を半減させる。【2010年度大統領予算教書(2009年2月)。2011年度大統領予算教書(2010年2月)にて再度コミット】	▲9.9%('09) ↓ ▲4.2%('13)	<b>約1.4%/年</b> (連邦政府ベース)	92.4%	平均3.6%
イギリス 	・公的部門(一般政府+公的企業)の財政収支対GDP比を2009年度(▲12.6%)から4年間を通じて半減させ、2013年度に▲5.5%以下に抑える。【財政責任法案(2009年12月)】 ※純債務残高対GDP比を2015年度に減少させるとのストック目標も設定。	▲12.6%('09) ↓ ▲5.5%('13)	<b>約1.8%/年</b> (公的部門ベース)	83.1%	平均2.4%
フランス 	・2013年度までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とし、2016年度までに同収支を均衡させる。【安定化プログラム(2010年1月)】 ※財政規律に関する法的規定の設定について、憲法改正も視野に入れ2010年1月から検討中(同年4月に結論を得る予定)。	▲8.2%('10) ↓ ▲3.0%('13)	<b>約1.7%/年</b> (一般政府ベース)	92.5%	平均3.8%
ドイツ 	・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年度より移行期間とし、2016年度より適用)【憲法改正(2009年7月)】。併せて、2013年までに一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。【連邦財務省(2009年12月)】	▲5.5%('10) ↓ ▲3.0%('13)	<b>約0.8%/年</b> (一般政府ベース)	82.0%	平均2.9%
イタリア 	・2012年度に、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。【安定化プログラム(2010年1月)】	▲5.0%('10) ↓ ▲2.7%('12)	<b>約1.2%/年</b> (一般政府ベース)	127.0%	平均3.4%
カナダ 	・2014年度までに財政収支対GDP比を▲0.3%とし、中期的には財政収支均衡の達成を目指す。【経済財政計画(2009年9月)】	▲3.7%('09) ↓ ▲0.3%('14)	<b>約0.7%/年</b> (連邦政府ベース)	85.7%	平均4.6%

(出典)「政府見通し」: 各国資料、「債務残高対GDP比」: OECD "Economic Outlook 86" (2009年12月)

- (参考) ・EUにおいては、過剰財政赤字手続を開始するための基準として、原則として、一般政府の財政赤字対GDP比については3%、債務残高対GDP比については60%を超えないことを定めている。なお、過剰財政赤字手続が開始されると、勧告、警告を経て制裁措置が発動される。  
・EUは、欧州理事会の結論文書(2009年12月)において、財政健全化は、遅くとも2011年には開始し、毎年構造的財政赤字の対GDP比0.5%を超える削減に取り組むことを決定。

# 90年代の諸外国（G7）の財政健全化のペース

	財政収支対GDP比の推移(1990~2000年) ※網掛けは財政黒字のピークまたは財政赤字のピーク											財政健全化のペース		【参考】 平均成長率 (財政収支改善 の時期の平均)
												財政収支 対GDP比 の変化	財政収支 改善幅 (年平均)	
アメリカ 	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	▲5.8%('92) ↓ 1.6%('00)	<b>約0.9%/年</b>	(名目) 平均5.6% (実質) 平均3.7%
イギリス 	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	▲7.9%('93) ↓ 4.0%('00)	<b>約1.7%/年</b>	(名目) 平均5.7% (実質) 平均3.2%
フランス 	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	▲6.4%('93) ↓ ▲1.5%('00)	<b>約0.7%/年</b>	(名目) 平均3.4% (実質) 平均2.2%
ドイツ 	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	▲3.3%('96) ↓ 1.3%('00)	<b>約1.2%/年</b>	(名目) 平均2.2% (実質) 平均2.0%
イタリア 	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	▲11.4%('90) ↓ ▲0.9%('00)	<b>約1.1%/年</b>	(名目) 平均5.9% (実質) 平均2.7%
カナダ 	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	▲9.1%('92) ↓ 2.9%('00)	<b>約1.5%/年</b>	(名目) 平均5.2% (実質) 平均1.6%

(出典) OECD "Economic Outlook 83" (2008年6月)



# 国際会議（G7、G8、G20）声明等 財政関連部分抜粋

※仮訳、抜粋

<p><b>G8サミット声明</b> 2009年7月10日 イタリア・ラクイラ</p>	<p>11. 我々は、<u>中期的な財政の持続可能性を確保</u>することにコミットする。 12. 物価の安定と財政の中期的な持続可能性と統合的なマクロ経済上の刺激を引き続き与えること 13. 我々は、<u>危機に対応するためにとられた例外的な政策を、景気回復が確実となった際には元に戻すための適切な戦略を用意する必要について合意した。これらの「出口戦略」は、国内の経済状況や財政状況によって国により異なるだろうが、長期的に持続可能な回復を確保するものでなければならない。</u></p>
<p><b>G20財務大臣・中央銀行総裁会合声明</b> 2009年9月5日 英国・ロンドン</p>	<p>2. 我々は、<u>景気回復が確実になるまで、物価の安定と長期的な財政の持続可能性と統合的に、必要な金融支援措置及び拡張的金融・財政政策の断固たる実施を継続する。</u> 4. 行動の規模、時期及び順序が国及び政策手段の種類によって異なることを認識しつつ、<u>協力的で調和した出口戦略を作成する。</u></p>
<p><b>G20サミット声明</b> 2009年9月25日 米国・ピッツバーグ</p>	<p>10. 本日、我々は、<u>持続力のある景気回復が確保されるまで、我々の強固な政策対応を維持</u>することを誓約する。我々は、<u>刺激策の時期尚早な撤回を回避</u>する。同時に、我々は、<u>出口戦略を準備し、適切な時に、財政責任に対する我々のコミットメントを維持しつつ、例外的な政策支援を協力的かつ調和した方法で元に戻す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>短期的には、回復が確実となるまでの間は、我々は経済活動を支援するための刺激策の実施を継続</u>しなくてはならない。我々はまた、回復が十分確保された際に、財政政策…での例外的な支援を戻すための透明で信頼性あるプロセスを作成することを必要としている。我々は<b>財務大臣</b>に対し、…プロセスの規模、タイミング及び順序が国又は地域及び政策手段の種類によって異なることを認識しつつ、<u>協力的で調和した出口戦略の作成を継続</u>することを指示した。期待を維持し、信認を強化するために、確かな出口戦略が策定され、明確に伝えられるべき。</li> <li>・ <u>短期的な柔軟性の考慮とより長期的な持続可能性確保の必要性に注意を払いつつ、責任ある財政政策を実施する。</u></li> </ul>
<p><b>G7財務大臣・中央銀行総裁会合声明</b> 2009年10月3日 トルコ・イスタンブール</p>	<p>成長の見通しは依然として脆弱であり、労働市場の状況はまだ改善していないので、自己満足の余地はない。<u>回復が確保されるまで、我々は、経済支援策を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>持続的な回復が確保された際に実施する、協力的で調和した出口戦略を設計する。</u></li> </ul>
<p><b>G20財務大臣・中央銀行総裁会合声明</b> 2009年11月7日 英国・セントアンドリュース</p>	<p>4. 回復が確保されるまで経済への支援を引き続き提供する一方、我々はまた、<u>我々の例外的なマクロ経済支援策及び金融支援策の解消のための我々の戦略の作成を続ける</u>ことにコミットする。</p>
<p><b>G7財務大臣・中央銀行総裁会合議長総括</b> 2010年2月6日 カナダ・イカルイット</p>	<p>我々は、我々が互いにコミットした刺激策を継続するとともに、<u>継続的な回復と統合的に、出口戦略を見据え、より持続的な財政政策へ移行し始めなければならない。</u></p>

# 強固で持続可能かつ均衡ある成長のための相互評価プロセスについて

※仮訳、抜粋

## G20サミット声明（平成21年9月25日、米国・ピッツバーグ）

### 強固で持続可能かつ均衡ある成長のためのG20の枠組み

1. 各国は、強固で持続可能かつ均衡ある成長を達成するための政策を採用するとともに、強じんな国際金融システムを促進し、開放的な世界経済の利益を享受する共有された責任を有する。この目的のために、我々の戦略は、各国ごとに異なりうることを認識する。強固で持続可能かつ均衡ある世界的成長のための我々の枠組みにおいて、我々は、
  - ・ 短期的な柔軟性の考慮とより長期的な持続可能性確保の必要性に注意を払いつつ、責任ある財政政策を実施する。（中略）
4. 我々は財務大臣に対し、各国の国内政策が集合的に世界経済に与える影響を分析する相互評価のプロセスを構築するよう求める。（後略）

## G20財務大臣・中央銀行総裁会合声明（平成21年11月7日、英国・セントアンドリュース）

3. 経済協力への我々の新しいアプローチを強調するため、我々は強固で持続可能かつ均衡ある成長のためのG20の枠組みを立ち上げ、詳細な予定表を採択し、我々の政策が我々の合意された目的を集合的に達成するかどうかを評価するための新しい相互評価の協議プロセスを開始した。我々は、我々の評価において、IMFと世界銀行の分析や、必要に応じ、FSB、OECD、MDBs、ILO、WTO及びUNCTADを含む他の国際機関からのインプットによる支援を受ける。我々は以下のコンパクトに合意した。
  - ・ 2010年1月末までに、我々の国及び地域の政策枠組み、計画及び予測を提示する。
  - ・ 2010年4月に、我々の制度的あり方を考慮しつつ、我々の国及び地域の政策の我々の共通目的との集合的な整合性についてのIMF及び世界銀行の分析による支援を受けて、我々の協力的な相互評価プロセスの最初の段階を実行する。
  - ・ 2010年6月の次回サミットにおいて首脳が検討するために、目的を達成するためのまとまった政策オプションを作成する。
  - ・ 2010年11月のサミットにおいて、首脳のために我々の相互評価を再検討し、より詳細な政策提言を作成する。
4. 枠組みを活用する際の我々の最初の課題は、危機対応から、持続可能な財政、物価の安定、安定的、効率的で強靱な金融システム、雇用創出、貧困削減という我々の目的と整合的な、より強固でより持続可能かつ均衡ある成長への移行である。（後略）

# オバマ政権における米国の財政健全化

## ◆ オバマ政権下における財政健全化目標

- オバマ大統領の1期目の任期終了(2013年1月)までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル、対GDP比9.2%)を半減させる【2010年度大統領予算教書(2009年2月26日公表)】(2011年度大統領予算教書にて再度コミット)

## ◆ 財政健全化に向けた最近の取組み

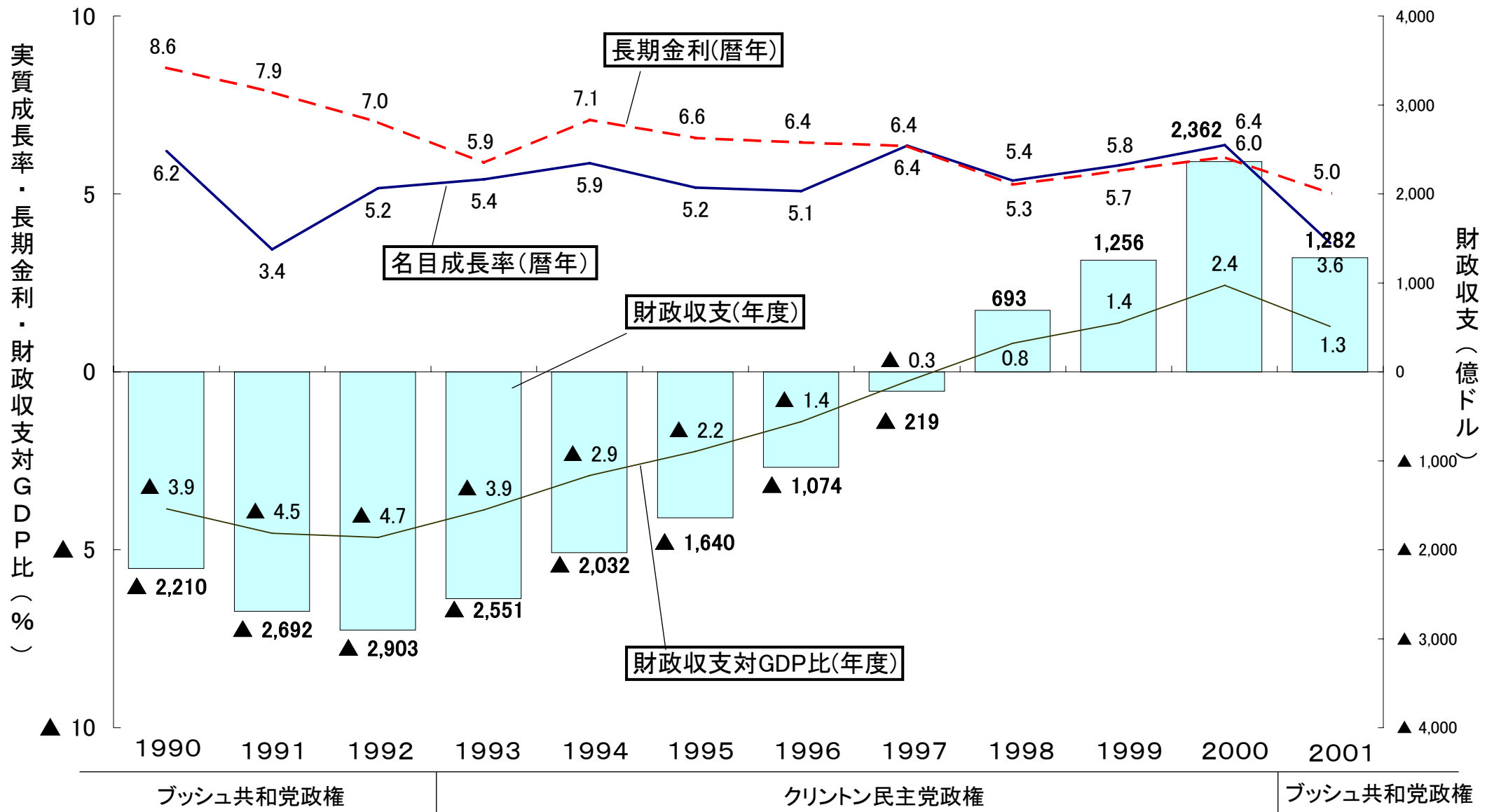
- 2010年2月1日に公表した「2011年度大統領予算教書」において、財政規律の回復を図るため、安全保障関連を除く裁量的経費の増加を3年間凍結するなど、財政健全化の取組みを強化。

年度		2009	2010	2011	2012	2013	2014
年央レビュー(09年8月公表)	実額(億ドル)	▲15,800	▲15,020	▲11,230	▲7,960	▲7,750	▲7,780
	対GDP比	▲11.2%	▲10.4%	▲7.4%	▲5.0%	▲4.6%	▲4.3%
予算教書(10年2月公表)	実額(億ドル)	▲14,130	▲15,560	▲12,670	▲8,280	▲7,270	▲7,060
	対GDP比	▲9.9%	▲10.6%	▲8.3%	▲5.1%	▲4.2%	▲3.9%

- 中期的には財政状況を改善し、長期的には財政の持続可能性を達成するため、2015年度までに利払費を除いた予算を均衡させることを責務とする財政委員会(Fiscal Commission)を設立し、より一層、財政健全化の取組みを強化する予定。
- Pay-as-you-go 原則の復活を、オバマ政権として議会側に要求してきた結果、本年1月28日に上院、2月4日に下院にて法案が可決。大統領の署名をもって、今後、成立する予定。

(参考) Pay-as-you-go 原則とは、新規施策や制度変更により義務的経費(医療給付、年金等)を増加させたり減税を行う場合、同一年度内にその歳出増や歳入減に見合った義務的経費の削減又は増税を行わなければならないとする制度。

# 米国 クリントン政権時の財政収支の改善

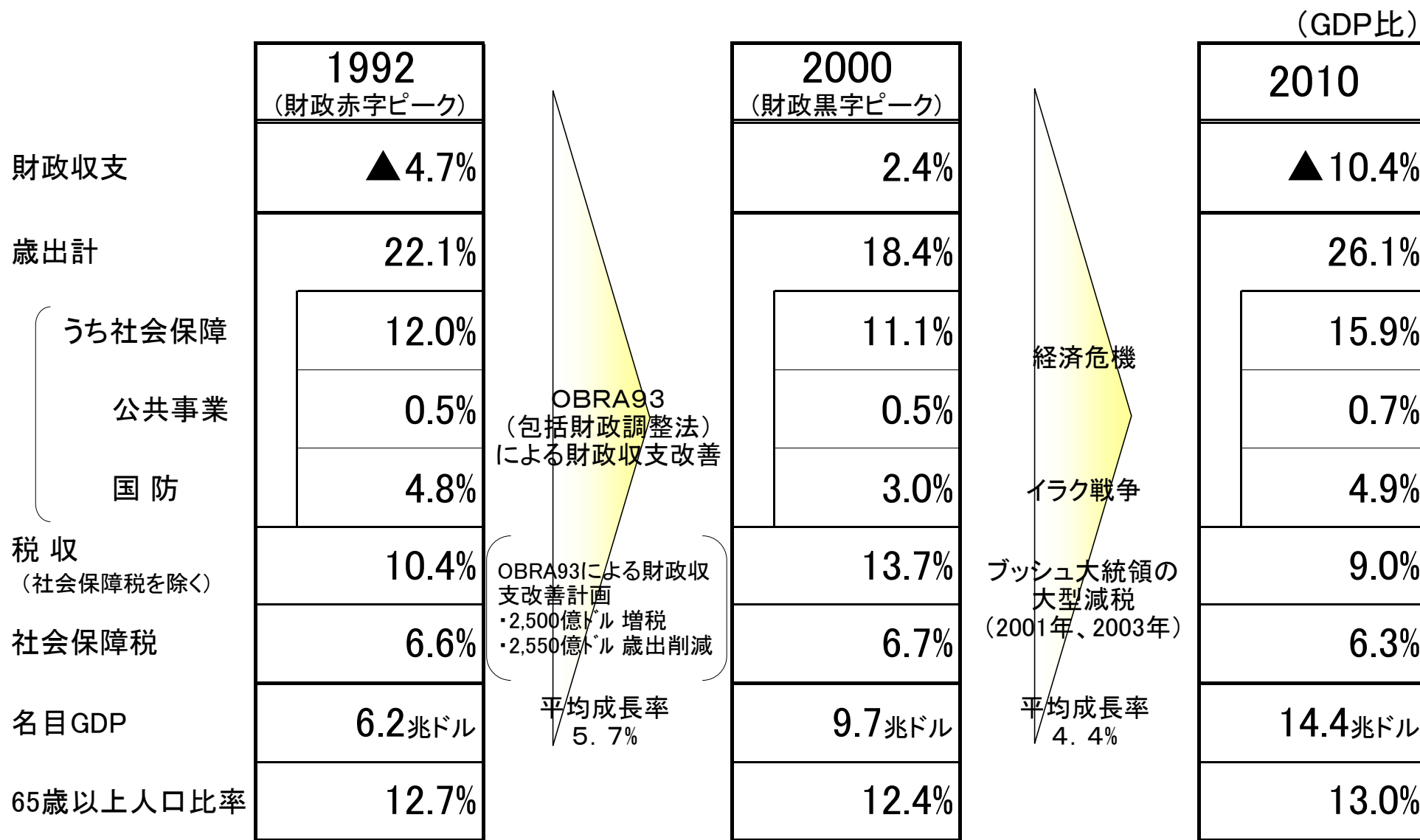


(注) 1. 財政収支、財政収支対GDP比及び名目成長率については実績。  
 (出典) 1. 2010年度大統領予算教書。

2. 財政収支は統合予算の収支尻。  
 2. 長期金利については、連邦準備銀行データ。

3. 長期金利は、米国10年国債金利。

# アメリカの財政収支の要因分析



(注) 社会保障及び公共事業の定義は日本と完全には一致しない。

# クリントン政権下における財政健全化の取組（OBRA93）

## ◇歳出削減の枠組

ブッシュ政権時のOBRA90(90年包括財政調整法)で導入した「Cap」及び「Pay-as-you-go」の枠組を踏襲。

### ●Cap

裁量的経費(国防費、高速道路整備費等)に上限を設け、この上限を超える歳出予算法(補正予算を含む)が成立した場合、裁量的経費に対する一律削減を行う制度。

### ●Pay-as-you-go

新規施策や制度変更により義務的経費(医療給付、年金等)を増加させたり減税を行う場合、同一年度内にその歳出増や歳入減に見合った義務的経費の削減又は増税を行わなければならないとする制度。なお、十分な削減又は増税が行われない場合、義務的経費に対する一律削減が行われる。

# クリントン政権下における財政健全化の取組に対する評価

## ◆グリーンSPAN前FRB議長(2002年9月議会証言〔予算委員会〕)

「1992年から2001年までの間、連邦財政赤字が減少しつづけてきたが、これは個人貯蓄の低下に直面する中で国民貯蓄を維持するのに重要であったとされており、この要素は生産性の目覚ましい向上にも寄与していると考えられる。」

## ◆グリーンSPAN前FRB議長(1997年7月議会証言〔銀行・金融サービス委員会〕)

「公共政策は確実に重要な役割を果たしている。財政赤字削減という政府・議会の取組みは、長期金利を低下させ、効率性を向上させる民間の設備投資を促している。多数の産業での規制撤廃により、競争が促進され、物価は抑制されている。」

## ◆ルービン元財務長官(ロバート・E・ルービン『ルービン回顧録』(2005年7月)より)

「だから結局、歳出をどれくらい削減できるか、または削減すべきかには限界がある。歳入側からの援助なしには、強力な財政赤字削減は不可能なのだ。(中略)実際、われわれの赤字削減政策の半分は歳出削減(国債の発行量を減らすことによる支払利子削減も含む)によるもの、残りの半分が増税によるものだった。」

## IMFによる各加盟国の財政ルールに関する分析（2009年12月）①

- 2009年初頭の時点で、国家レベルまたは国際条約レベルの財政ルールを設定している国は80カ国。（先進国は21カ国、新興国は33カ国、低所得国は26カ国。）
- 1990年には、財政ルールを設定していたのは7カ国のみ。その後、特にヨーロッパや中南米の国々においては国家レベルの財政ルールが広がり、また、特に低所得国においては国際条約レベルの財政ルールの設定が広がった。
- 2009年においては、53カ国が国家レベルの財政ルールを設定（このうち、20カ国については国際条約レベルの財政ルールと併せて設定）。残りの27カ国は国際条約レベルの財政ルールのみ。
- 国際条約レベルの財政ルールは、4つの国際条約（ヨーロッパにおける安定成長協定、西アフリカ経済通貨同盟、中部アフリカ経済通貨共同体、東カリブ通貨同盟）において具体化。



# IMFによる各加盟国の財政ルールに関する分析（2009年12月）②

	収支ルール			債務残高ルール			支出ルール		収入ルール
アジア	インド スリランカ	インドネシア パキスタン		インドネシア	スリランカ	パキスタン	日本(注)		東ティモール
北米	カナダ			カナダ			カナダ		
中南米	アルゼンチン パナマ メキシコ	エクアドル ブラジル	チリ ペルー	アルゼンチン エクアドル グレナダ セントルシア ブラジル	アンチグア・バーブーダ セントクリストファー・ネイビス セントビンセントおよびグレナディーン諸島 ドミニカ	パナマ	アルゼンチン ブラジル	コスタリカ ペルー	メキシコ
欧州	アイルランド エストニア キプロス スウェーデン スロバキア ドイツ フィンランド ベルギー マルタ ルクセンブルク	イタリア オーストリア ギリシャ スペイン チェコ ノルウェー フランス ポルトガル ラトビア ルーマニア	英国 オランダ スイス スロベニア デンマーク ハンガリー ブルガリア ポーランド リトアニア	アイルランド 英国 オランダ スペイン スロベニア ドイツ フランス ポルトガル ラトビア ルーマニア	アルメニア エストニア キプロス スウェーデン チェコ ハンガリー ブルガリア ポーランド リトアニア	イタリア オーストリア ギリシャ スロバキア デンマーク フィンランド ベルギー マルタ ルクセンブルク	アイスランド コンボ チェコ ドイツ フランス リトアニア	オランダ スウェーデン デンマーク フランス フィンランド ブルガリア ルクセンブルク	オランダ デンマーク フランス リトアニア
大洋州	オーストラリア	ニュージーランド		オーストラリア	ニュージーランド				オーストラリア
中東	イスラエル						イスラエル		
アフリカ	カーボベルデ ギニア コモロ チャド ナイジェリア ベナン モーリシャス	ガボン ギニアビサウ コンゴ 中央アフリカ共和国 ニジェール マダガスカル リベリア	カメルーン コートジボアール セネガル トーゴ ブルキナファソ マリ	カーボベルデ ギニア コートジボアール チャド ナイジェリア ベナン	ガボン ギニアビサウ コンゴ 中央アフリカ共和国 ニジェール マリ	カメルーン ケニア セネガル トーゴ ブルキナファソ モーリシャス	アンゴラ マダガスカル	ボツワナ モーリシャス	ケニア ナイジェリア マダガスカル

(注)IMFでは、日本における建設国債原則を支出原則として整理している。

# IMFによる各加盟国の財政ルールに関する分析（2009年12月）③

## 財政ルールと財政目標の親和性について

### ○ 財政収支ルール（64加盟国が設定）

財政収支、構造的（景気循環調整後）財政収支、景気循環後の財政均衡等。債務残高対GDP比を一定のレベルに収束させるのに役立つ。プライマリー・バランスは、利払費の増加が財政収支や債務残高に影響を与えても調整されないため債務の持続可能性とのリンクはより弱い。資本支出を除く財政収支を目標とする「ゴールデnrルール」は債務とのリンクはさらに弱い。

### ○ 債務残高ルール（62加盟国が設定）

債務残高対GDP比の明確な上限や目標を設定。債務残高を収斂させるには本質的に最も効率的である。ただし、現状の債務が上限を大幅に下回る場合には、財政政策のガイドラインとしては十分に機能しない。

### ○ 支出ルール（23加盟国が設定）

総支出や主要支出、経常支出について、絶対額や対GDP比等における上限を設定。収入を規律しないため債務残高の持続可能性の目標には直接は結びつかないが、債務残高や財政収支のルールと合わせれば、持続的な財政健全化のための操作手段になる。

### ○ 収入ルール（10加盟国が設定）

収入確保の促進や過剰な税負担の抑制を目標として、収入の上限や下限を設定。支出を規律しないため、債務残高の管理には直接は結びつかない。

# IMFによる各加盟国の財政ルールに関する分析（2009年12月）④

## ○ 主要な目標に対する様々な財政ルールの親和性

	目 標		
	債務残高の持続可能性	経済の安定	政府の規模
財政収支	++	-	0
プライマリー・バランス	+	-	0
景気循環調整後財政収支	++	++	0
景気循環後の財政均衡	++	+++	0
債務残高対GDP比	+++	-	-
支出	+	++	++
収入			
収入上限	-	-	++
収入下限	+	+	-
一時的な収入の限度	+	++	++

(※) 目標に関し、「+」はプラスの親和性、「-」はマイナスの親和性、「0」は中立性を表す。

【出典】”Fiscal Rules—Anchoring Expectations for Sustainable Public Finances”(2009.12.16)